

# 教組米沢

## Newsletter

米沢市教職員組合

〒992-0039 米沢市門東町 2-3-27  
米沢教育と文化の会館

TEL (0238) 23-1542

FAX (0238) 23-1560

HP : <https://yonezawa-tu.jp/>

Mail : [ytuandztu@lemon.plala.or.jp](mailto:ytuandztu@lemon.plala.or.jp)

2023年 7月 21日 第32号

軍備拡張のために……どこまで続く増税 こんどは

# 退職金の増税

政府税制調査会（税調）は6月30日、「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方」と題する答申を行いました。そもそも税調は、政府の思惑に沿った人選により構成されており、概ねこの答申に沿って法制化や制度改定がなされるので、岸田政権がこのまま続けば、この内容が実行に移されるのはほぼ確実です。

答申の最大の特徴は、「控除」や「非課税」を根こそぎ見直し、国民から税をしばり取る一方で、法人税などは一切見直さず、財界・大企業優遇をさらに進めることです。そのねらいは、軍事費2倍の財源確保です。

## “退職金”への課税を強化！

答申では「給与所得」の税制について、「諸外国に比べ、相当手厚い仕組み」だとして、特に退職金については「税制上も対応を検討する必要」があるとしています。

現在の税制では、勤続20年までは年40万円、20年目以降は年70万円の控除があり、退職手当が2000万円の場合の税は約30万円です。20年目以降の控除額を同じにすれば約70万円の増税となります。



今回

次のねらいはここ

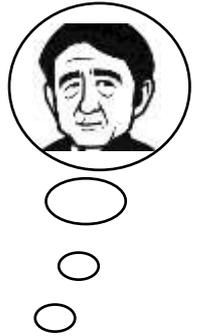
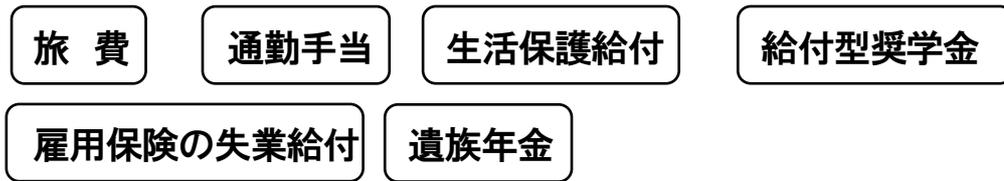
退職金 2200万円（38年勤続）の場合の税額（端数省略）

	現行	20年以上の特例控除なし	退職所得控除なし （通常所得化）
控除額	40万×20年=800万 70万×18年=1200万	40万×38年=1520万	なし
課税所得額	約200万	約700万	2200万
適用税率	10%	23%	40%
税額	約30万	約100万	約880万

（※ 「税額」には源泉徴収税額に加え、住民税残額、復興所得税などが含まれます）

# “旅費”も“通勤手当”も“奨学金”も “生活保護”も どんどん課税！

答申では、「非課税所得」についても、「本来、所得は漏れなく包括的に捉えられるべき」として、「検討を加えることが必要」とし、次のように見直すべき具体的な非課税所得を列挙しています。



## “控除”も見直し・増税！

答申では、「所得控除」について、「家族や働き方等を巡る様々な議論を踏まえ、公平・中立な税制を構築する観点から、検討する必要がある」とし、見直すべき控除を列挙しています。これらの見直し・増税が実施されれば、「年末調整」などは吹っ飛び、意味がなくなります。課税所得が大幅に増加し、所得税が増えるだけでなく翌年の住民税も大幅に上がることになります。



## “年金”も増税！

答申では年金について、「我が国の公的年金に係る税負担は、国際的に見ても極めて低い」とし、そもそも安心して生活ができない年金額の低さを棚に上げ、「課税のあり方を検討する」としています。

### 岸田大軍拡・大增税政権の暴走を止めよう！ ～教育に税金をまわせ！

すべては、岸田政権による軍事費2倍化・軍備増強・沖縄の島々のミサイル要塞化を進める財源確保のためです。しかし、安倍政権で2度にわたって大幅に引き下げられた「法人税」については、全く見直しの対象になっていません。

一方で、教職員不足が深刻になる中、今年度の文科省予算は、「教職員数をさらに減らす予算」となっています。ウクライナや台湾情勢に便乗して国民の不安をあおり、教育にはさっぱり税金をまわさない岸田政権の暴走を、国民世論の声で止めましょう。

# わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方（抜粋）

税制調査会答申 2023年6月30日

## ① 給与所得

(略)

また、給与所得控除によりマクロ的には給与収入総額の3割程度が控除されていますが、給与所得者の必要経費と指摘される支出は給与収入の約3%程度と試算されており、主要国との比較においても全体的に高い水準となっているなど、「勤務費用の概算控除」としては相当手厚い仕組みとなっています。

## ② 退職所得

退職金は、一般に、長期間にわたる勤務の対価の後払いとしての性格とともに、退職後の生活の原資に充てられる性格を有しています。

このような退職金の性格から、一時に相当額を受給するため、他の所得に比べて累進緩和の配慮が必要と考えられることを踏まえ、退職所得については、他の所得と分離して、退職金の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額として、累進税率により課税されます（2分の1総合課税）（個人住民税は比例税率）。退職所得控除は、勤続年数20年までは1年につき40万円、勤続年数20年超の部分については1年につき70万円となっています。

(略)

現行の課税の仕組みは、勤続年数が長いほど厚く支給される退職金の支給形態を反映したものとなっていますが、近年は、支給形態や労働市場における様々な動向に応じて、税制上も対応を検討する必要が生じてきています。

## (3) 非課税所得

(略)

非課税所得については、本来は、所得は漏れなく包括的に捉えられるべきであることを踏まえ、特に政策的要請により非課税とされている制度については、他の所得との公平性や中立性の観点から妥当であるかについて、政策的配慮の必要性も踏まえつつ注意深く検討する必要があります。

- ・ 給与所得者の旅費や職務の性質上欠くことのできない現物給付などの実費弁償的性格に基づくもの
- ・ 通勤手当（1ヵ月当たりの合理的な運賃等の額（上限15万円））のように、住宅事情等からみた場合にその全額を課税対象とすることは妥当でないとの政策的配慮に基づくもの
- ・ 雇用保険上の失業等給付、生活保護給付、遺族基礎年金、遺族厚生年金（遺族自身の厚生年金がある場合は、遺族厚生年金がそれを上回る部分のみ）、給付型奨学金などの社会政策的配慮に基づくもの

教育費増やせ！

教員の確保を！

第 32 回

無給の時間外勤務を減らせ！

## 山教組定期大会を開催

7月8日（土）、全山形教職員組合第32回定期大会を南陽市で開催しました。

全教の平尾行敏・書記次長（元・香川県教組委員長）はあいさつで昨年の「全教・勤務実態調査」について、「時間外勤務の削減、待遇改善、教職員不足の解消は、もう待たなしの緊急課題だ」と語気を強め訴えました。福岡執行委員長も県内の教職員不足が深刻になっている現状をふまえ、組合への団結と運動の広がり強調しました。代議員からは、教職員不足の現場実態、子どもたちの様子、今後の運動と組合員の拡大について、積極的な発言が相次ぎました。

米沢市教組からは3名の代議員に参加していただきました。ありがとうございました。



福岡執行委員長



全教・書記次長



（来賓）県労連副委員長



（来賓）農民連会長



ろうきん 夏のキャンペーン中 (7月31日まで)  
10万円以上の定期預金で 1000円図書券プレゼント！